

## 恵庭市内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの発生について

### 1. 概要

●11月1日(土)、市内の養鶏農場において死亡鶏が発生し、石狩家畜保健衛生所に通報があり、現地の農場及び同家畜保健衛生所で簡易検査を行ったところ、A型インフルエンザ陽性が確認されました。

翌11月2日(日)に確定検査(遺伝子検査)を実施し、その結果を北海道が国へ報告。同日、国は死亡状況及び簡易検査、遺伝子検査の結果から高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

### 2. 該当農場

●飼養羽数は、採卵鶏 約23.6万羽

### 3. 周辺農場

●半径3km以内の移動制限区域での100羽以上の飼養農場は0戸

●3から10kmの搬出制限区域での100羽以上の飼養農場は4戸 約94万羽

### 4. 発生後の対応と防疫措置実施の経過

①11月1日(土)21時に恵庭市高病原性鳥インフルエンザ警戒本部を設置。

②11月2日(日)13時から北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議が開催され、防疫計画の決定。その後、石狩振興局対策本部会議、恵庭市高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議をそれぞれ開催。北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議後、殺処分等の防疫措置を実施。

③防疫措置実施状況について、北海道農政部生産振興局畜産振興課のホームページで防疫措置の進捗状況を公開(殺処分羽数、進捗率、実施体制)。

④11月7日(金)16時に殺処分終了。(殺処分羽数 231,719羽)

⑤11月10日(月)16時に汚物物品の埋却及び鶏舎の清掃と消毒等、発生農業の防疫措置完了。

⑥21日間の消毒期間と7日間の監視期間を経て、12月10日(水)に北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部及び恵庭市高病原性鳥インフルエンザ対策本部が解散となる見込み。

### 5. 恵庭市の対応

●11月1日(土)に石狩家畜保健衛生所から市内の養鶏農場で高病原性鳥インフルエンザ陽性連絡を受け、恵庭市役所にて、石狩振興局と防疫措置に係る対応準備の打ち合わせを実施。

●「4. 発生後の対応と防疫措置実施の経過」の各段階での支援内容

①「防疫措置の拠点施設の選定」と「拠点設営作業の支援」。【拠点施設:島松体育館】

②「北海道から要請のあった支援体制の構築」、「関係機関及び発生農場周辺住民との調整」及び「市のホームページに状況を掲載」。

・集合施設(島松体育館)での「受付・物品配布支援」及び「保健師の派遣」。

・市内に2か所ある消毒ポイントの「給水作業」及び内1か所で「消毒作業の支援」。